

施 工 条 件 明 示

工 事 名 道路照明灯設置工事その2

施 工 場 所 蕨市中央、南町、錦町地内

項 目	明 示 事 項
工 程	1 道路照明灯の支柱の建柱及び撤去にあたっては、工事着手前に現地調査を実施し、監督員と協議すること。
管 理	2 本工事の工期は、不稼働日、土曜日、日曜日におよび祝祭日を含んでいる。 ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等休日においては原則休工とする。休日に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議のうえ、実施すること。
公害対 策関係	1 住宅地の工事であるので、振動騒音等に十分配慮すること。 2 工事着手前に、近隣住民に対し、工事内容等を十分説明すること。
安 全 管 理	1 現場代理人は、常時現場を巡回し、安全不良の箇所がある場合は、直ちに改善すること。 2 本工事の作業内容に応じた安全、訓練活動を通して、安全意識の高揚を図り安全な工事が実施できるよう体制及び環境を整えること。 3 本工事における安全施設は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を標準として現場状況に応じて設置し、当該工事の目的がわかりやすいよう工夫することに努めること。 4 工事現場内の交通危険個所及び工事車両の出入り口には、必ず交通整理員を配置すること。 ただし、本工事の交通整理員は、延べ82人である。
その他	1 施工時の機械等については、工事着手前に監督員と協議すること。 2 LED 照明器具、管理札については既設のものを使用すること。

道路照明灯設置工事特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様書は、蕨市土木工事共通仕様書に定めるもののほか、道路照明灯設置工事に関し必要な事項を定めるものとする。

2 適用

この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 道路照明灯設置工事その2
- ・工事箇所 蕨市中央、南町、錦町地内

3 再生資源利用計画（実施書）

受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、最終請負額が 100 万円以上の工事について、工事着手前に本工事に係る再生資源利用[促進]計画書を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。

4 建設廃棄物の処理について

受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

5 建設廃棄物マニフェストについて

建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D 票、E 票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

6 建設廃棄物の再資源化等

- (1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。
- (2) 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するも

のとする。

- (3) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- (4) 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

7 工事実績情報システム（CORINS）について

受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

8 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者が建設業退職金共済制度に基づいて共済証紙を購入した場合は、建設業退職金共済証紙の取扱要領（以下、「建退協取扱要領」という。）の規定に基づき、契約締結から1月以内に次のいずれかの書類を監督員に提出するものとする。

- ① 建設業退職金共済証紙購入状況報告書
- ② 建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書

- (2) 受注者の現場代理人等は、建退協取扱要領の規定により「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示しなければならない。
- (3) 受注者は工事完成后「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を提出すること。

9 施工体制台帳及び施工体系図について

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

また、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員へ提出しなければならない。

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

施工体制台帳には、建設業法において定められた書類のほか、下請負人（一次下請業者）に関する健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を証する書面の写しを添付すること。

10 建設発生土の搬出について

- (1) 建設発生土は、土質改良プラントに搬出するものとする。

下記に示す土質改良プラントへの搬出を想定しているが、別の施設を選定する場合には事前に監督員と協議すること。

- ・土質改良プラント 戸田市笹目 5 丁目地内 五葉建材(株) エコプラザさいたま
- ・運搬距離 5.4km

- (2) 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- (3) 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

11 再生砂の利用について

受注者は、工事において再生砂を利用するときは、1購入先あたり1検体の六価クロムの溶出試験（平成3年8月23日付環境庁告示第46号）を使用に先立って行い、土壤汚染に係る環境基準の適合することを確認し、その報告書を監督員に提出すること。

なお、その他のコンクリートの再生資材についても同様とする。

12 舗装切断時の濁水の処理について

- (1) 受注者は、舗装切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処

理するものとする。

- (2) 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならない。
- (3) 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- (4) 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める建設廃棄物マニフェストにより管理するものとする。
- (5) 受注者は、施工計画書において舗装切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、処理業者との契約書の写し及び処理業者の許可書の写しを添付すること。
また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可書の写しを添付すること。
- (6) 受注者は、工事完了後速やかに建設廃棄物マニフェストのD票及びE票の写しを監督員に提出すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2票の写しを監督員の提出すること。

ただし、濁水を生じないなど環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、これによらなくてもよい。

1.3 法定外の労災保険の付保

受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

1.4 週休2日制モデル工事

本工事は、蕨市「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。
試行の実施は、蕨市「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、蕨市総務部財政課ホームページで確認のこと。

蕨市総務部財政課ホームページ

<https://www.city.warabi.saitama.jp/shisei/shigoto/nyusatsu/index.html>